

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

午前九時開議

○葉梨主査 これより予算委員会第三分科会を開会いたします。

平成二十九年度一般会計予算、平成二十九年度特別会計予算及び平成二十九年度政府関係機関予算中法務省所管について、昨日に引き続き質疑を行います。

この際、分科員各位に申し上げます。

質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、政府当局におかれましても、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。階猛君。

○階分科員 おはようございます。民進党の階猛

です。本日もよろしくお願いいたします。

質疑に入る前にちよつと確認させていただきたいんですが、前回の私の質疑でも厳しく追及しました例の大臣の二月六日付の、予算委員会における「テロ等準備罪」に関する質疑についてという文書でございます。これを大臣は撤回されているわけですが、ということも、今後、テロ等準備罪については、法案作成の前後にかかわらず、また、政府参考人の有無にかかわらず、我々の質問に対して大臣はきちんと答えられるという理解でいいのでしょうか。まず、この点、確認させていただきます。

○金田国務大臣 御指摘の文書につきまして、二月六日……（階分科員「結論だけで結構です」と呼ぶ）結論だけでいいですか。

国会における法案の審議につきましては、与党協議を終了しているか、成案を得ているか、あるいは国会提出後か否かにかわりませんが、どのような質問も妨げるものではない、このように理解をしております。

その上で、御質問の内容によりましては、例えば法案についてであれば、その法案検討の具体的な進捗状況に鑑みまして確定的な回答をすることが困難な場合も想定されるところでありまして、そのことは御理解を賜りたい、このように思います。

いずれにしましても、国会に対して、みずからが行う施策について丁寧な説明に努めるという政府の基本姿勢に立ちまして、誠実に職務に当たってまいる所存であります。

○階分科員 憲法の六十三条という条文がありま

して、閣僚の皆さんは、答弁または説明のため出席を求められたときは出席しなければならぬというところで、答弁を求める権利が我々にはあります。裏を返せば、大臣にはそれを答える義務があるということなんです。つまり、これは内容にもよりますけれども、答えられないと大臣の責任問題にも波及するという認識を持っていただかなくてはいいけません。

しかるに、これまでの質疑で、必ずしも大臣は、基本的なことにもきちんと答えられてこなかった。本当にこのままテロ等準備罪が提出されて、大臣、大丈夫なのかと私は僭越ながら思うわけです。

私は、大臣とはこれまでも法務委員会できまざまない議論をさせていただきました。テロ等準備罪をやらなくても、その前に重要な法案はたくさんあります。テロ等準備罪は今国会ではやらぬということ御判断された方がいいような気がしますが、この点について率直な見解をお願いいたします。

○金田国務大臣 私は、ただいま申し上げましたように、国会に対しまして、みずから行う施策については丁寧な説明に努めていきたいという政府の基本姿勢に立ちまして、誠実に職務に当たってまいる所存であると思っております。

加えまして、ただいまの質問でありますテロ等準備罪につきましては、私は、その必要性、緊要性というものを認識いたしております立場から、しっかりと御説明を申し上げます。そして、この法案の成案ができ次第、提出をし、そしてこの御審議

をしていただくのが我が国のためにもよろしいのではないかと、このように考えておられる次第であります。

**○階分科員** 時期についてはおっしゃらなかったもので確認はすけれども、今のお話からすると、今国会で提出して成立を目指すという覚悟を持っていらっしゃるといふことでよろしいんですか。

**○金田国務大臣** 先ほど申し上げましたその法案の必要性、改めて御説明を提出時にすることになるのかとは思いますが、必要性、緊要性といったものを踏まえて、その御審議、中身のある御審議、そして法案の成立に向けての努力を、私どもはもちろんそういう姿勢で臨んでいくつもりであります。

**○階分科員** 質問に答えてほしいんですけども、今国会でやるということですね。

**○金田国務大臣** 時期は今の段階で申し上げることとはどうかと思えます。時期は今の段階では未定ということになります。できるだけ早期の提出を目指して努力をしていきたい、このように思っております。

**○階分科員** 私は、この法案について、大変重大であり、今までの刑事法の体系も変えかねない問題ですから大変慎重な審議が必要であるし、それに必要な時間というのをおのずと膨大な時間が必要だということは御理解いただけたらと思います。

しかも、大臣がこれまでのような、答弁にたびたび詰まるというようなことがあるとかなかなか審議が進まないということ、残されたこの通常国会の期間とかを考えると、私は見送られた方が

いいのではないかと思えます。

そのことを申し上げた上で、でも、早期成立を図るといふことをおっしゃいますので、やはりテロ等準備罪については今から厳しく問題点を追及せざるを得ません。

そこで、質問に入ります。

まず、テロ等準備罪と私もその言葉を便宜上使わせていただいておりますけれども、このテロ等準備罪という言葉、世論調査などでも、テロ等準備罪について賛成か反対かと聞かれると、一般の国民はテロだからしようがないというふうに思いがちなんですけれども、果たしてその内実はどうかといえ、我々の国会の議論の中でも今井委員も質問しましたけれども、これは二月十四日ですけれども、T O C条約が求めていないテロ犯罪もT O C条約の対象になるかという質問に対して、T O C条約の担保という目的と離れて立案することはないという明確な答弁がありました。

一方で、過去三度廃案になった法案も同じくT O C条約の担保が目的です。当時は共謀罪と呼んでいたわけです。T O C条約にはテロとか準備といった言葉も出てきません。

なぜT O C条約の担保が目的なのにテロ等準備罪という呼び方をされるのか、このことをちゃんと説明してください。

**○金田国務大臣** 私どもは、テロ等準備罪の呼称で呼んでおります。その妥当性についてお尋ねである、このように思います。国内外の犯罪実態を考慮いたしますと、適用されるのは実質的にはテロ組織またはこれに準じる犯罪組織による犯罪

に限られるわけですけども、その中で重大なもの、の典型がテロである、このように考えております。

また、テロ等準備罪は、重大な犯罪の合意に加えて実行準備行為が行われたときに初めて処罰されるものであるということ、検討を進めてきたところでもあります。

そして、テロ等準備罪という呼称は、このような罰則の実態を反映したものと適切である、このように考えている次第であります。

**○階分科員** 罰則の実態を適正に反映したものでどうか、これは本当に疑わしいところがあります。今井委員が例の青と赤のベン図を示されて御質問されたのは大臣も御記憶にあるかと思えます。

私は、テロ等準備罪というのであれば、この赤と青の交わった部分、青はT O C条約の対象とする犯罪、赤がテロ対策で対象となる犯罪、この交わった範囲で処罰するならわかるんですけども、青をやる、かつ赤については、T O Cと交わらない部分はやらないということをおっしゃっているわけだから、とすれば、やはり、T O C条約を担保するための法案なんです。従来T O C条約を担保するための法案は共謀罪と呼んでいたわけですから、共謀罪でいいんじゃないですか。何も言いかえる必要ないじゃないですか。これこそレッテル張りじゃないですか。国民を誤導するものだと思いますけれども、どうですか。

**○金田国務大臣** 以前から申し上げてまいりました。共謀罪とテロ等準備罪は、共謀罪はかつての共

謀罪でございます。そして、現在検討中、これを私どもはテロ等準備罪と申し上げておりますが、今回私どもは、何度か御説明を申し上げてきましたが、主体を組織的犯罪集団に限定して、そして、実行準備行為があつて初めて処罰できる、合意に加えてですね。そして、そういうテロ等準備罪を現在検討して、成案をお出しすべく現在作業中なのでございますが、一方で、共謀したことのみで処罰をされるかについての共謀罪とは、私どもは別物と考えておる次第であります。

**○階分科員** 今の最後のところ、共謀だけでは処罰されないと。よく、実行準備行為を追加したから今までと違うんだというふうにおっしゃられますよね。

そこでお尋ねしますけれども、実行準備行為を追加したと言いますが、これまでの議論で、私は、共謀との違いがはっきりしていないと思いますよ。お尋ねしますけれども、例えば、対象犯罪の共謀内容、例えば殺人なら殺人でもいいですよ、殺人はもちろん対象犯罪に入ると思いますから、殺人について共謀しました、共謀して犯行計画を立てました、それを計画にとどまらず文書にした、この場合は、共謀の範囲なのか、それとも共謀プラン実行準備行為なのか、ここをまず明らかにしてもらえませんか。

**○金田国務大臣** ただいまのお尋ねに対しましては、テロ等準備罪というのは、合意に加えて実行準備行為が行われた場合に初めて処罰されるものであるということは私が申し上げたわけでございますが、法案につきましては現在検討中であつて、

その具体的な内容等についてのお尋ねについては現時点でお答えすることは困難なんですけれども、いづれにしても、具体的な条文の作成に当たりますと、合意そして実行準備行為の区別といえますか、それが十分に明確となるように立案をしていきたい、このように考えておる次第であります。

**○階分科員** それでは、こういう聞き方をしましたよ。私は、共謀というのは、供述証拠だけじゃなくて、客観的証拠によつて立証しなければ、これは大変冤罪の危険も高まると思います。きのう、枝野さんもそういう趣旨の説明をしていました。

ところで、共謀を客観的証拠、物的証拠でもいいですよ、物的証拠で立証する場合、今言つた犯行計画を文書にしたもの、この文書は客観的証拠、物的証拠に当たらないですか。

**○金田国務大臣** 捜査のあり方にかかわってくるお尋ねだと思っております。

私どもは、捜査のあり方についても、個別具体的な事案に応じてさまざまである、このように受けとめておりました、一概にはお答えをしかねるのであります。テロ等準備罪の捜査についても、現在行われております他の犯罪の場合と同様の方法で、刑事訴訟法の規定に従つて、必要かつ適正な捜査を行うことになると思います。

具体的な捜査の端緒の把握方法につきましては、事案によつてさまざまであつて一概には申し上げられないと受けとめておりますが、例えば、合意についての供述、犯行手順が記載されたメモのような証拠の発見といったようなものが考えられる

のではないかと、このように考えております。

**○階分科員** つまり、メモが客観的証拠に当たるということを言つたわけですね。

つまり、さっきのことかというと、メモをつつただけでは準備行為には当たりませんという答えでいいんじゃないですか、違いますか。

**○金田国務大臣** 実行準備行為と証拠、何がそれぞれに当たるのかというのは必ずしも一緒ではない、このように考えております。（階分科員「ちよつと答弁がおかしいですよ。もう一回聞きますよ」と呼ぶ）

**○葉梨主査** 階君、もう一度。

**○階分科員** いいですか。

メモは共謀を証明する客観的証拠になるということを答弁で言われましたね。それであれば、先ほど私が言つた犯行計画をしたためた文書を作成する行為、これは共謀の一部であつて、共謀を立証するわけですから、だからこれ自体は実行準備行為に当たらないという結論になるんじゃないですか、違いますか。

**○金田国務大臣** ただいまの御質問につきまして、現在検討中の成案を得てからお答えをさせていただきます。〔階分科員「それは矛盾していますから。ちよつとおかしいですよ、矛盾していますよ」と呼ぶ）

**○葉梨主査** ちよつと答弁を整理してください。では、速記をとめてください。

〔速記中止〕

**○葉梨主査** 速記を起こしてください。  
金田法務大臣。

○**金田国務大臣** 実行準備行為に当たる場合もあれば当たらない場合もあるという意味において申し上げたわけでありまして、共謀の証拠として受けとめるということであれば実行準備行為のものには当たらないというふうな、そういうことを申し上げたつもりであります。

○**階分科員** 実行準備行為にも当たる場合もあるということとは、やはり、直観的にどうか常識的には、我々としては、共謀罪の範疇の中にあるものまで実行準備行為と言われると、従来の共謀罪とは全く違うと言われても納得できないわけですね。つまり、実行準備行為というのは、言っているだけで、中身は全く空なのではないかというふうにも思わざるを得ない。それをまず指摘しておきます。

それから、組織的犯罪集団で、一般市民は関係なくなりましてよく言われます。主体を限定していることも従来の共謀罪と違う理由に挙げられています。

そこで、資料をお配りしています。

一 ページ目をご覧になっていただきたいんですが、この資料ですけれども、「もともと正当な活動を行っていた団体についても、団体の結合の目的が犯罪を實行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得る」ということ、二月十六日に文書で出されています。

これを敷衍すれば、一般市民が勤務している会社、加入している労働組合、通っているヨガ教室などでも、この一変したという要件に当たれば、

組織的犯罪集団に当たるということになると思いますが、確認ですけれども、それでいいですね。

○**金田国務大臣** 二月十六日の文書についてのお尋ねだと思います。

団体の結合の目的が犯罪を實行することにある団体に一変したと認められる場合には、組織的犯罪集団に当たり得るというふうな受けとめてお答えをしております。

○**階分科員** 一変したら、一般市民が勤務している会社などでも当たり得るということを、ここには書いてあるわけですね。

ところで、この一変するという要件を満たして、組織的犯罪集団に当たったとしましょう。そうすると、その組織的犯罪集団に変わったということを知らないで従来どおり会社に勤務している一般市民であるとか、ヨガ教室に通っている会員であるとか、あるいは労働組合の組合員、こうした方たちも、その一変した瞬間に組織的犯罪集団の構成員に当たるといふことはいいんですか。

○**金田国務大臣** その場合は、当たらないと思います。

○**階分科員** なぜですか。

○**金田国務大臣** その結合の目的が、犯罪を實行することを目的として結合している団体ではないということ……（階分科員「そうじゃなくて、一変して、組織的集団に当たる」と呼ぶ）

○**葉梨主査** では、ちよつと、階君、もう一度、整理して質問してください。

○**階分科員** 整理して申し上げますね。先ほど、まず前段で、この一ページ目の、一変

したと認められる場合には組織的犯罪集団に当たるといふことを踏まえて、一般市民が入っている会社とかでも、この要件を満たせば組織的犯罪集団に当たりますねということを確認させていただきますね。

そして、その一変した場合を聞いているわけですが、その一変した場合であっても、その一変したことを知り得ない普通の人たちといえますか、普通に労働組合運動をしている組合員とか、あるいはヨガ教室に通っている人もいるわけですよ。そういう人たちは、一変した後、その組織自体は組織的犯罪集団に当たるとは言えませんが、その当たった中で、さっき言ったような、一般の知らない人たちも構成員になるのかどうかということ聞いています。

○**金田国務大臣** その御指摘の方々というのは、重大な犯罪を目的とした、その構成員として集まっているわけではありませぬので、その対象として考えるということにはならないと思います。

○**階分科員** そしたら、構成員ではないので、同じ会社であっても、その会社の目的が一変して、仮に組織的犯罪集団に当たるといふふうな捜査機関が認定したとしましょう。だけれども、認定したけれども、構成員じゃない人には一切捜査は及ばないということでしょうか。

○**金田国務大臣** その場合は、対象とならないものと考えます。

○**階分科員** 本当ですかね。

きのう、GPS捜査について最高裁の大法廷で弁論が開かれたわけですが、あの中でも、犯罪組織、犯罪集団とは全く関係ない人もGPSの捜査がされていました。また、大分県でしたか、これも知らないうちに監視カメラが備えられていて、全く関係ない人まで容貌を撮影されていたということがありました。

そういうことも考えると、同じ組織にいる以上、構成員でないからといって犯罪捜査の対象にならないとは言えないんじゃないですか。

**○金田国務大臣** 捜査のあり方については、個別具体的な事案に応じましてさまざまでありまして、一概にお答えをしかねるところではあります。テロ等準備罪の捜査につきましても、現在行われております他の犯罪と同様の方法で、刑事訴訟法の規定に従って必要かつ適正な捜査を行うこととなると考えております。

**○階分科員** 私の質問に答えてほしいんですけれども。

一般市民であって、犯罪組織集団に一変したことを知らずに従来どおり組織に入っていた人、これは集団の構成員でないと言われました。構成員でないから捜査の対象にもならないと言われまして、私も、そんなことはないんじゃないですかと、私は具体的な事例を挙げてお尋ねしました。

捜査の対象に含まれることは絶対ないと言いますか。

**○金田国務大臣** 捜査の前提としての嫌疑があるかどうかということになるかと思いますが、嫌疑がなければ容疑者として捜査を行うということ

はないものと考えております。

**○階分科員** 答えてほしいんですけれども、いいですか。

犯罪組織集団に変わりました、変わったけれどもそれを知らない普通の会社員とかがいまして、これは構成員でないから捜査の対象にもならないと言いましたけれども、実際の捜査に当たってはこういう人たちも対象にならないと言いつつ切れないのではないかと、過去の事例を踏まえて私は申し上げました。絶対対象にならないと言えるのであれば、ここで明言してください。

**○金田国務大臣** 容疑者として嫌疑がなければ、捜査は行われぬものと考えております。

**○階分科員** そういうことであれば、嫌疑があるかどうかというところを問題にしますけれども、きのうの逢坂委員とのやりとりの中でも、テロ等準備罪の犯罪行為が行われた嫌疑がない段階でテロ等準備罪の捜査が行われることはないということとを言われ、今もそのような趣旨のことを言われました。

ところで、私、以前、予算委員会で質問をしたときに、実行準備行為の段階で処罰するためには、実行準備行為自体は客観的に相当の危険という予備行為のメルクマール、これの手前で実行準備行為というのは成立するわけですから、いわば無色透明の行為、切符を予約したとか下見とか、それ自体では本当に準備行為なのかどうかかわらない。だからこそ、その段階で処罰しようと思うと共謀の段階から捜査を始めないと、いざ実行準備行為がなされた段階で処罰するということはでき

ないんじゃないかというのを指摘しました。

嫌疑がないと捜査ができないというふうにも言われまじけれども、嫌疑があるというためには、大臣の話だと、実行準備行為が始まってから、始まった後じゃないと捜査はできないということになるわけです。それだと、処罰は実行準備行為の段階ではできないと思いますよ。

つまり、共謀を知らないのに実行準備行為だけ捉えて処罰するということはできないと思います。捜査はもつと手前の段階、共謀の段階で始まるんじゃないんですか。

**○葉梨主査** 大臣、共謀段階で捜査はできますかという、共謀段階だけで捜査はできますかという問いです。

**○金田国務大臣** テロ等準備罪の重大な犯罪の合意に加えて実行の準備行為が行われた場合に初めて処罰されるものとして、その具体的内容を現在検討しております。

したがって、一般論として申し上げれば、捜査機関がテロ等準備罪の嫌疑があると認めたときに捜査を行うことが可能となるものと考えられますけれども、具体的事件における捜査の開始時期については、嫌疑の内容、程度に応じて、一概に申し上げることは困難であろうかと思えます。

**○階分科員** 何か最後のところでまた曖昧な話になってきているんですけれども、共謀段階では捜査ができるのかできないのか、任意捜査を含めて捜査ができるのかできないのか、お答えください。最後に質問しますけれども、明確にお答えください。

○**金田国務大臣** テロ等準備罪の重大な犯罪の合意に加えて実行の準備行為が行われた場合に初めて処罰されるものであって、私どもはそういう考え方で現在検討しております。

「したがいまして、一般論として申し上げるわけでございますが、捜査機関がテロ等準備罪の嫌疑があると認めるときに捜査を行うことが可能というふうに考えられますので、具体的事件における捜査の開始時期は、一概に申し上げることは困難であります。（階分科員「共謀段階で捜査できるかできないかを聞いています」と呼ぶ）

○**葉梨主査** 一般論で答えていただいて結構です。金田法務大臣。

○**金田国務大臣** 一般論でという前提で申し上げます。おるつもりですが、具体的事件における捜査の開始時期については一概に申し上げることは困難であり、その理由は、嫌疑の内容、程度に応じて異なるということをおし上げております。（階分科員「答えていません。ちよつとまとめてください」と呼ぶ）

○**葉梨主査** 質疑が終了しておりますので、答えられる範囲で、一般論で、もう一回。時間が経過しておりますので。（発言する者あり）速記をとめてください。

〔速記中止〕

○**葉梨主査** 速記を起こして。

金田法務大臣。

○**金田国務大臣** 繰り返しになりますが、具体的事件における捜査の開始時期については、一概に申し上げることは困難であります。（階分科員「

ちよつと待つててください、きのうの答弁と矛盾していますよ」と呼ぶ）

○**葉梨主査** では、ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○**葉梨主査** 速記を起こして。

金田法務大臣。

○**金田国務大臣** これも、一般論でお答えすることも含めて、現在の成案が得られたところで説明を申し上げたいと思っております。

○**階分科員** 共謀段階で任意捜査できるかどうか、これについて答えてください。

というのも、きのうは、テロ等準備罪の犯罪行為が行われた嫌疑がない段階でテロ等準備罪の捜査が行われることはあり得ないと言いました。テロ等準備罪が成立するのは、今までの答弁から踏まえると、共謀罪と全く違うわけだから、準備行為がないとテロ等準備罪の嫌疑はあるとは言えないはずなんです。ですから、今までの答弁を踏まえると、嫌疑がない段階で捜査が行われることはないということ、準備行為の前には捜査が行われないうことだと思えますよ。共謀段階でもし捜査できるとすれば、今までと矛盾しますよ。だから聞いています。共謀段階で捜査できるかできないのか、お答えください。

○**金田国務大臣** 説明の仕方を変えますと、実行準備行為の法的性質も含めて、成案でしっかりお示しをする段階でお答えを申し上げたいと思えます。

○**葉梨主査** 質疑時間が終了しておりますので、

後でまた質疑をお願いします。

○**階分科員** わかりました。

では、今の答弁を前提にすると、結局、今までの共謀罪と変わらないということも言えるわけですよ。実行準備がなされていない段階でも捜査ができる可能性を否定しない。ということは、共謀の段階でもう犯罪が成立しているということも否定していないということですよ。だから、共謀罪と変わらないということになりますよ。

今の答弁を保持されるのであれば、今後、テロ等準備罪は共謀罪と全く違うということは、言い分、通らないですよ。いいんですか、それで。さっきの答弁、維持されるかどうか、お答えください。

○**葉梨主査** もう質疑時間が終了しておりますので……（階分科員「でも、さっきの答弁矛盾しますから、最後にこれだけ。そこで終わりますから。維持されるかどうかだけ」と呼ぶ）

金田法務大臣、最後に。

○**金田国務大臣** 今し方答弁した内容を維持せざるを得ない、このように申し上げます。

○**階分科員** 終わりますけれども、それでは全く違う犯罪とは言えないということをおし上げて、質問を終わります。

○**葉梨主査** これにて階猛君の質疑は終了いたしました。